

最低生活費とは？

健康的で文化的な生活を営むために必要なお金

国が定めた最低生活費

世帯収入

生活保護費

最低生活費を収入でまかなえない場合に生活保護を受給できる

生活保護の利用条件はとてもシンプルです

生活保護は、さまざまな事情で生活に困った人に対し、憲法の生存権保障の理念に基づき、国が生活を保障する制度です。

生活保護法

第1条(目的)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第4条(補足性の原理)

保護は、生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること要件として行われる。

民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護を利用するには厳しい条件があって大変なのでは?と考える人が多いのですが、本来はとてもシンプルなものです。

厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費(生活するために最低限必要な費用)」より、あなたの世帯の収入が低ければ、その差額が生活保護費として支給されます。

(収入がなければ最低生活費と同額が支給されます)

あなたの世帯の「最低生活費」は、

①世帯の人数・構成 ②それぞれの年齢 ③各世帯の個別の事情(障害の有無・程度、家賃額など)によって決められます。

			生活保護費	
就労収入	年金・手当	仕送・養育費	不足してしまう生活費	
世帯全員で得ることができる収入				
			差額を支給	
最低生活費(世帯の人数や年齢などによって決定されます)				
生活費	住居費	教育費	医療費	介護費